

# 中華人民共和國大氣污染防治法

(2000年4月29日第九回全國人民代表大會常務委員會第15次會議通過)

## 中華人民共和國主席令

第三十二號

《中華人民共和國大氣污染防治法》は中華人民共和國第九回全國人民代表大會常務委員會第15次會議において2000年4月29日に修正のうえ通過し、ここに修正後の《中華人民共和國大氣污染防治法》を公布し、2000年9月1日より施行する。

中華人民共和國主席 江沢民

2000年4月29日

### 第1章 総則

第1条 大氣汚染を防止し、生活環境と生態環境を保護並びに改善し、身体健康を保障し、経済と社会の持続可能な発展を促進するために、本法を制定する。

第2条 国務院と地方各級人民政府は、大氣環境の保護業務を国民経済と社会発展の計画に組み込み、工業配置を合理的に計画し、大氣汚染を防止する科学研究を強化し、大氣汚染を防止する措置を講じ、大氣環境を保護並びに改善しなければならない。

第3条 国は措置を講じ、各地方の主要な大氣汚染物の排出総量を計画的に規制或いは逐次に削減する。

地方各級人民政府は該当管轄区の大氣環境に責任を負い、長期計画を制定し、措置を講じ、該当管轄区の大氣環境を規定の基準に到達させる。

第4条 県級以上の人民政府の環境保護行政主管部門は、大氣污染防治に対して統一した監督管理を実施する。

各級の公安、交通、鉄道、漁業管理部門は各自の職責に基づき、内燃機を搭載する自動車等の車両や船舶の大氣汚染に対して監督管理を実施する。

県級以上の人民政府のその他関連主管部門は各自の職責の範囲内で大氣污染防治に対して監督管理を実施する。

第5条 いかなる組織と個人は全て大氣環境を保護する義務を有し、且つ大氣環境を汚染する組織と個人に対して告発並びに告訴する権利を有する。

第6条 国務院の環境保護行政主管部門は国の大氣環境基準を制定する。省、自治区、直轄市の人民政府は、国の大氣環境基準のなかで規定にない項目について、地方の基準を制定することができ、且つ国務院の環境保護行政主管部門に報告し、文書に記録する。

第7条 国務院の環境保護行政主管部門は国の大氣環境基準と国の経済、技術の条件に基づき、国の大氣汚染物の排出基準を制定する。

省、自治区、直轄市の人民政府は国の大氣汚染物の排出基準のなかで規定にない項目について、地方の排出基準を制定することができる。国の大氣汚染物の排出基準のなかで規定されている項目については、国の排出基準より厳格な地方の排出基準を制定することができる。地方の排出基準は国務院の環境保護行政主管部門に必ず報告し、文書として記録しなければならない。

省、自治区、直轄市の人民政府が国の排出基準より厳格な内燃機を搭載する自動車等の車両や船舶の大氣汚染物の地方排出基準を制定する場合は、国務院に報告し、認可を得なければならない。

地方の排出基準を有する区域に大気汚染物を排出する全てのものは、地方の排出基準に拠らなければならない。

第 8 条 国は大気汚染防止に有益となり、且つ関連する総合利用活動に関する経済、技術の政策と措置を講ずる。

大気汚染を防止し、大気環境の保護と改善の方面で顕著な成果をあげた組織と個人に対して、各級人民政府は奨励を与える。

第 9 条 国は大気汚染を防止する科学技術研究を奨励並びに支持し、先進的で適切な大気汚染防止技術を推し広める。開発、太陽エネルギー、風力エネルギー、水エネルギー等のクリーンエネルギーを奨励並びに支持する。

第 10 条 各級人民政府は植樹と草植え、都市緑化業務を強化しなければならない、現地に適する有効な措置を講じて砂漠化防止業務をよりよく行い、大気環境を改善しなければならない。

## 第 2 章 大気汚染防止の監督・管理

第 11 条 大気中に汚染物を排出するプロジェクトを新設、拡張、改築する場合は、国の関連する建設プロジェクト環境保護管理規定を遵守しなければならない。

建設プロジェクトの環境アセスメント報告書は、建設プロジェクトで生じる可能性のある大気汚染と生態環境への影響に対して評価を行わなければならない、防止措置を定め、且つ所定の手続に従って環境保護行政主管部門に報告し、審査認可を受けなければならない。

建設プロジェクトが生産を開始する又は使用する前に、その大気汚染防止施設は環境保護行政主管部門の検査・検収を受けなければならない、国の関連する建設プロジェクト環境保護管理規定の要求に達していない建設プロジェクトは、生産を開始又は使用してはならない。

第 12 条 大気中に汚染物を排出する組織は、国務院の環境保護行政主管部門の規定に照らして所在地の環境保護行政主管部門に対して保有する汚染物の排出施設、処理施設並びに通常の作業条件の下で排出する汚染物の種類、数量、濃度を申告しなければならない、且つ大気汚染防止の面での関連する技術資料を提出しなければならない。

前項で規定する排出組織が排出する大気汚染物の種類、数量、濃度に重大な変更があるときは、迅速に申告しなければならない。その大気汚染物の処理施設は正常な使用を保持しなければならない、大気汚染物の処理施設を撤去又は放置する場合は、事前に所在地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門に報告し、認可を得なければならない。

第 13 条 大気中に汚染物を排出するものは、その汚染物の排出濃度は国と地方が規定する排出基準を超えてはならない。

第 14 条 国は大気中に排出する汚染物の種類と数量に照らして汚染排出費を徴収する制度を執行し、大気汚染防止の要求の高まりと国の経済、技術の条件に基づき、汚染排出費の徴収基準を合理的に制定する。

汚染排出費の徴収は国が規定する基準を遵守しなければならない、具体的方法と実施手順は国務院により規定する。

徴収する汚染排出費は一律財政に上納し、国務院の規定に照らして大気汚染防止に用い、他に流用してはならず、且つ会計検査機関は法に基づき会計検査監督を実施する。

第 15 条 国務院と省、自治区、直轄市の人民政府は、規定の大気環境基準に達していない区域と国務院が認可画定する酸性雨規制区、二酸化硫黄汚染規制区について、主要な大気汚染物排出総量規制区として画定することができる。主要な大気汚染物の排出総量規制の具体的方法は国務院により規定する。

大気汚染物の総量規制区内の関連する地方人民政府は国務院が規定する条件と手続きに基づき、公開、公平、公正の原則に照らして、企業事業組織の主要な大気汚染物の排出総量を確定し、主要な大気汚染物の排出許可証を発行する。

大気汚染物の総量規制の任務を有する企業事業組織は、確定された主要な大気汚染物の排出総量と許可証が規定する排出条件に照らして、汚染物を排出しなければならない。

第 16 条 国務院と省、自治区、直轄市の人民政府が画定する風景名勝区、自然保護区、文物保護遺跡付近の地区とその他の特別の保護を必要とする区域内において、環境を汚染する工業生産施設を建設してはならない。その他の施設を建設する場合は、その排出する汚染物は規定の排出基準を超えてはならない。本法の施行前に、企業事業組織が建設した施設で、その排出する汚染物が規定の排出基準を超えるものは、本法第 48 条の規定に照らして期限を定めて処理を行う。

第 17 条 国務院は都市総合長期計画、環境保護長期計画目標と都市の大気環境状況に照らして、大気汚染防止重点都市を画定する。

直轄市、省政府所在都市、沿海開放都市と重点観光都市は大気汚染防止重点都市に組み入れなければならない。

大気環境基準に達しない大気汚染防止重点都市は、国務院又は国務院の環境保護行政主管部門が規定する期限内に、大気環境基準に到達しなければならない。該当都市の人民政府は期限内目標達成計画を制定しなければならない。且つ国務院の授権又は規定に基づき、更に厳格な措置を講じ、期限内に目標達成計画を実現しなければならない。

第 18 条 国務院の環境保護行政主管部門は国務院の関連部門と会合し、気象、地形、土壌等の自然条件に基づき、酸性雨が既に発生した、発生する可能性のある地区又はその他の二酸化硫黄の汚染が重大な地区について、国務院の認可を得た後に、酸性雨規制区又は二酸化硫黄汚染規制区として画定することができる。

第 19 条 企業はエネルギー利用効率が高く、汚染物の排出量が少ないクリーン生産技術を優先的に採用しなければならない。大気汚染物の発生を減少しなければならない。

国は大気環境を重大に汚染する立ち遅れた生産技術と大気環境を重大に汚染する立ち遅れた設備に対して淘汰制度を実行する。

国務院の経済総合主管部門は国務院の関連部門と会合し、期限内に採用を禁止する大気環境を重大に汚染する技術リストと期限内に生産、販売、輸入、使用を禁止する大気環境を重大に汚染する設備リストを公布する。

生産者、販売者、輸入者又は使用者は、国務院の経済総合主管部門が国務院の関連部門と会合し規定する期限内に、前項で規定するリストのなかに列挙された設備について、それぞれ生産、販売、輸入又は使用を停止しなければならない。生産技術の採用者は、国務院の経済総合主管部門が国務院の関連部門と会合し規定する期限内に、前項で規定するリストのなかに列挙された技術の採用を停止しなければならない。

前二項の規定に照らし淘汰する設備は、他人に譲渡し使用させてはならない。

第 20 条 組織で、事故の発生又はその他の突発的な事件により、有毒有害なガスと放射性物質を排出並びに漏えいし、大気汚染事故を引き起こし又は引き起こす可能性があり、身体の健康を害するものは、迅速に大気汚染による危害を防止する応急措置を講じ、大気汚染の危害を受けるおそれのある組織と住民に通報しなければならない。且つ現地の環境保護行政主管部門に報告し、調査処理を受けなければならない。

大気が著しく汚染され、身体の健康と安全を害する緊急状況において、現地の人民政府は迅速に現地の住民に公告を行い、強制的な緊急措置を講じなければならない。これには、関連する

汚染物排出組織に汚染物の排出を停止することを命ずることを含む。

第 21 条 環境保護行政主管部門とその他の監督管理部門は、管轄範囲内の汚染物の排出組織に対して立入検査を行う権限を有し、被検査組織は状況を如実に報告し、必要な資料を提出しなければならない。検査部門は、被検査組織のために技術秘密と業務秘密を保守する義務を有する。

第 22 条 国務院の環境保護行政主管部門は、大気汚染アセスメント制度を確立し、監査測定ネットワークを組織し、統一的な監査測定方法を制定する。

第 23 条 大中都市の人民政府の環境保護行政主管部門は大気環境状況公報を定期的に発表しなければならない。且つ大気環境の予報業務を逐次展開しなければならない。

大気環境状況公報には都市の大気環境汚染の特徴、主要汚染物の種類及び汚染の危害程度等の内容を含まなければならない。

### 第 3 章 石炭燃焼により生じる大気汚染の防止

第 24 条 国は石炭の洗選加工を推進し、石炭の硫黄分と灰分を低下させ、高硫黄分、高灰分の石炭の採掘を制限する。高硫黄分、高灰分の石炭を採掘する炭鉱を新設するものは、関連する洗炭選炭施設を必ず建設し、石炭中の硫黄分、灰分含量を規定の基準に達しなければならない。

高硫黄分、高灰分の石炭を採掘する既に建設された炭鉱は、国務院が認可した長期計画に従い、期限内に付帯する洗炭選炭施設を建設しなければならない。

放射性物質とヒ素等の有毒有害物質が規定の基準を超えて含有する石炭の採掘を禁止する。

第 25 条 国務院の関係部門と地方の各級人民政府は措置を講じ、都市のエネルギー構造を改善し、クリーンエネルギーの生産と使用を普及させなければならない。

大気汚染防止重点都市の人民政府は該当管轄区内において、国務院の環境保護行政主管部門が規定する高汚染燃料の販売、使用を禁止する区域を画定することができる。該当区域内の組織と個人は現地の人民政府が規定する期限内に高汚染燃料の燃焼を停止し、天然ガス、LPG、電気又はその他のクリーンエネルギーに転換しなければならない。

第 26 条 国は石炭のクリーン利用に有利となる経済、技術の政策と措置を講じ、低硫黄分、低灰分の良質石炭の使用を奨励並びに支持し、クリーン石炭技術の開発と普及を奨励並びに支持する。

第 27 条 国務院の関連主管部門は、国が規定するボイラーの大気汚染物の排出基準に基づき、ボイラー製品の品質基準のなかで相応する要求を規定しなければならない。規定する要求に達しないボイラーは、これを製造、販売又は輸入してはならない。

第 28 条 都市建設は統一された長期計画に拠らなければならない。石炭燃焼による熱供給地区では、熱源を統一して解決し、集中熱供給を発展させなければならない。集中熱供給パイプ網が敷設された地区では、新たに石炭燃焼による熱供給ボイラーを建設してはならない。

第 29 条 大中都市の人民政府は長期計画を制定し、飲食サービス企業に対し、期限内に天然ガス、LPG、電気又はその他のクリーンエネルギーを使用させなければならない。

高汚染燃料の使用を禁止する区域として画定していない大中都市の市区内のその他の民用のかまどについては、期限内にバイオブリケット又はその他のクリーンエネルギーの使用に転換させる。

第 30 条 二酸化硫黄を排出する火力発電所とその他の大中型企業を新設、増設するもので、規定の汚染物の排出基準又は総量規制指標を越えるものは、付帯する脱硫、除塵装置の建設又は

その他の二酸化硫黄の排出の抑制、除塵の対策を講じなければならない。

酸性雨規制区と二酸化硫黄汚染規制区内において、既に設立されている企業で規定の汚染物の排出基準を越えて大気汚染物を排出しているものは、本法第 48 条の規定に照らして期限内に処置を行う。

国は企業が先進的な脱硫、除塵の技術を採用することを奨励する。

企業は燃料燃焼過程で生成される窒素酸化物に対して抑制措置を講じなければならない。

第 31 条 人口密集地区に石炭、ぼた、石炭の燃えがら、石炭灰、砂利、土埃等を保存するものは、燃焼防止、防塵の措置を講じ、大気汚染を防止しなければならない。

#### 第 4 章 内燃機を搭載する自動車等の車両や船舶が排出する大気汚染の防止

第 32 条 内燃機を搭載する自動車等の車両や船舶が大気中に汚染物を排出する場合は、規定の排出基準を超えてはならない。

いかなる組織と個人は規定の排出基準を超える汚染物を排出する内燃機を搭載する自動車等の車両や船舶の製造、販売又は輸入をしてはならない。

第 33 条 使用中の内燃機を搭載する自動車等の車両で、製造当時の内燃機を搭載する自動車等の車両の汚染物排出基準に合致しないものは、路上を走行してはならない。

省、自治区、直轄市の人民政府で、使用中の内燃機を搭載する自動車等の車両に対して新たな汚染物排出基準を実施し、且つその改造を行うことを規定する場合は、国務院へ報告し認可を受けなければならない。

内燃機を搭載する自動車等の車両の整備工場は、大気汚染防止の要求と国の関連する技術標準に照らして整備を行い、使用中の内燃機を搭載する自動車等の車両を規定の汚染物排出基準に到達させなければならない。

第 34 条 国はクリーンエネルギーを使用する内燃機を搭載する自動車等の車両や船舶の生産と購入を奨励する。

国は良質燃料の生産、使用を奨励並びに支持し、大気環境を汚染する燃料油のなかの有害物質を減少する措置を講じる。組織と個人は国務院が規定する期限に照らして、有鉛ガソリンの生産、輸入、販売を停止しなければならない。

第 35 条 省、自治区、直轄市の人民政府の環境保護行政主管部門は、公安機関の資格認定を取得した内燃機を搭載する自動車等の車両の車検を請け負う組織に、規範に照らして内燃機を搭載する自動車等の車両の排気汚染に対する年度検査測定を委託することができる。

交通、漁業等の監督管理権を有する部門は、関連する主管部門の資格認定を取得した内燃機を搭載する船舶の定期検査を請け負う組織に、規範に照らして内燃機を搭載する船舶の排気汚染に対する年度検査測定を委託することができる。

県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門は、駐車場における内燃機を搭載する自動車等の車両の汚染物排出状況に対し、監督及びサンプル測定を行うことができる。

#### 第 5 章 廃ガス、ちり及び悪臭汚染の防止

第 36 条 大気中に粉塵を排出する汚染物排出組織は、除塵の措置を講じなければならない。

大気中へ有毒物質を含有する廃ガスと粉塵を排出することは厳格に制限する。排出することが避けられない場合は、浄化处理を行わなければならない、規定の排出基準を越えてはならない。

第 37 条 工業生産の過程で生成される可燃性ガスは回収利用しなければならず、回収利用条件を具備せずに大気中に排出する場合は、汚染防止処理を行わなければならない。

転炉のガス、アセチレンガス、電気炉の黄礫のテールガス及び有機アルキル類のテールガスを大気中に排出する場合は、現地の環境保護行政主管部門に報告し、認可を受けなければならない。

可燃性ガスの回収利用装置が正常に作動しない場合は、速やかに修理又は更新しなければならない。回収利用措置が正常に作動しない期間に、可燃性ガスを排出する必要がある場合は、排出する可燃性ガスを十分に燃焼させるか又は大気汚染を軽減するその他の措置を講じなければならない。

第 38 条 石油精製、合成アンモニアの生産、石炭ガスと石炭のコークス化、非鉄金属の精練の過程で硫化物を含むガスを含むガスは、脱硫装置の配備又はその他の脱硫措置を講じなければならない。

第 39 条 放射性物質を含むガスとエアゾールを大気中に排出する場合は、国の放射性防護に関する規定に適合しなければならない、規定の排出基準を超えてはならない。

第 40 条 悪臭ガスを大気中に排出する汚染物排出組織は、周辺居住区が汚染を受けることを防止する措置を講じなければならない。

第 41 条 人口密集地区とその他の法による特別な保護を必要とする区域内では、アスファルト、リノリウム、ゴム、プラスチック、皮革、ごみ及びその他の有毒有害な煙塵と悪臭ガスが生じる物質を焼却することを禁止する。

人口密集地区、飛行場周辺、交通幹線付近及び現地の人民政府が画定する区域では、わら、落ち葉等の煙塵汚染が生じる物質を露天で焼却することを禁止する。

前述の 2 項目以外に、都市の人民政府は実際の状況に基づき、煙塵汚染を防止するその他の措置を講じることができる。

第 42 条 漏えい・分散する可能性のある有毒有害なガス又は粉塵物質を輸送、積み卸し、貯蔵する場合は、密閉措置又はその他の防護措置を講じなければならない。

第 43 条 都市の人民政府は緑化責任制、建設施工管理の強化、舗装面積の拡大、残土堆積の規制とクリーン輸送等の措置を講じなければならない、一人当たりの占有緑地面積を引き上げ、市区の露出地面と地面のちりを減少させ、都市の粉塵汚染を防止しなければならない。

都市市区において建設施工又はその他の粉塵汚染が生じる活動に従事する組織は、現地の環境保護の規定に照らして、粉塵汚染を防止する措置を講じなければならない。

国務院の関連する行政主管部門は都市の粉塵汚染の規制状況を都市環境総合整備審査の根拠の一つとしなければならない。

第 44 条 都市の飲食サービス業の経営者は、措置を講じて、油煙による付近住民の居住環境に対する汚染を防止しなければならない。

第 45 条 国はオゾン層破壊物質代替製品の生産と使用を奨励、支持し、逐次オゾン層破壊物質の生産量を減少させ、最終的にオゾン層破壊物質の生産と使用を停止させる。

国が規定する期間内に、オゾン層破壊物質の生産、輸入を行う組織は、国務院の関連する行政主管部門が確定する割当額に照らして、生産、輸入を行わなければならない。

## 第 6 章 法律責任

第 46 条 本法の規定に違反し、以下の行為の一つが有るものは、環境保護行政主管部門又は本法第 4 条第 2 項に規定する監督管理部門が異なる情状に基づき、違法行為の停止、期限内改正

を命じ、警告の発令又は5万元以下の罰金を科すことができる。

- (1) 国務院の環境保護行政主管部門が規定する汚染物の排出に関する申請・報告事項について報告を拒否又は虚偽の報告を行うもの。
- (2) 環境保護行政主管部門又はその他監督管理部門による立ち入り検査の拒絶、或いは検査を受けるにあたり虚偽を弄するもの。
- (3) 汚染物を排出する組織が大気汚染物処理施設を正常に使用しない、或いは環境保護行政主管部門の認可を受けずに大気汚染物処理施設を独断で撤去、放置するもの。
- (4) 防火、防塵措置を講じずに、人口密集地区に石炭、ボタ、石炭ガラ、石炭灰、砂石、灰土等を保存するもの。

第47条 本法第11条の規定に違反し、建設プロジェクトの大気汚染防止施設が建設されていない、或いは国の関連する建設プロジェクト環境保護管理規定の要求に到達せずに、生産の開始又は使用するものは、該当建設プロジェクトの環境アセスメント報告書を審査・認可した環境保護行政主管部門により生産又は使用の停止を命じ、且つ1万元以上10万元以下の罰金を科すことができる。

第48条 本法の規定に違反し、大気中に排出する汚染物が国と地方の規定する排出基準を超過するものは、期限内に処理しなければならず、且つ所在地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門により1万元以上10万元以下の罰金を科す。処理期限の決定権限と処理期限の要求に違反したときの行政処罰は国務院が規定する。

第49条 本法第19条の規定に違反し、生産、販売、輸入、使用を禁止する設備を生産、販売、輸入又は使用し、或いは採用を禁止された技術を採用するものは、県級以上の人民政府の経済総合主管部門により是正を命ずる。情状が重大なものは、県級以上の人民政府の経済総合主管部門は意見を提出し、同級の人民政府に対して国務院の定める権限に照らして業務停止、閉鎖を命ずるよう報告、要請を行う。

淘汰すべき設備を他人に譲渡し使用させるものは、譲渡者の所在地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門又はその他の法により監督管理権を執行する部門により譲渡者の違法所得を没収し、且つ違法所得の2倍以下の罰金を科す。

第50条 本法第24条第3項の規定に違反し、放射性物質並びにヒ素等の有毒有害物質が規定の基準を超過して含有する石炭を採掘するものは、県級以上の人民政府により国務院の規定する権限に照らして閉鎖を命じる。

第51条 本法第25条第2項又は第29条第1項の規定に違反し、現地人民政府が規定する期限満了後も高汚染燃料を継続して用いるものは、所在地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門により高汚染燃料の燃焼施設の撤去又は没収を命じる。

第52条 本法第28条の規定に違反し、都市の集中熱供給パイプ網の敷設地区に石炭燃焼による熱供給ボイラーを新設するものは、所在地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門により違法行為の停止又は期限内改正を命じ、5万元以下の罰金を科すことができる。

第53条 本法第32条の規定に違反し、汚染物の排出基準を超過する内燃機を搭載する自動車等の車両や船舶を製造、販売又は輸入するものは、法により監督管理権を行使する部門により違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、且つ違法所得と同額以下の罰金を科すことができる。規定する汚染物の排出基準に達することができない内燃機を搭載する自動車等の車両や船舶は、没収廃棄する。

第54条 本法第34条第2項の規定に違反し、国務院が規定する期限内に有鉛ガソリンの生産、輸入又は販売を停止しないものは、所在地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門又はその他の法により監督管理権を行使する部門により違法行為の停止を命じ、生産、輸入、

販売する有鉛ガソリンと違法所得を没収する。

第 55 条 本法第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反し、所在地の省、自治区、直轄市の人民政府の環境保護行政主管部門又は交通、漁業等の法により監督管理権を行使する部門の委託を取得せずに内燃機を搭載する自動車等の車両や船舶の排気汚染検査測定を行うもの、或いは検査測定の中で虚偽を弄するものは、県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門又は交通、漁業等の法により監督管理権を行使する部門により違法行為の停止を命じ、期限内に改正を命じ、5 万元以下の罰金を科すことができる。情状が重大なものは、資格認定に責任を負う部門により内燃機を搭載する自動車等の車両や船舶の年度検査を請け負う資格を取り消す。

第 56 条 本法に違反し、下記の行為の一つがあるものは、県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門又は法により監督管理権を行使する部門により違法行為の停止を命じ、期限内の改正を命じ、5 万元以下の罰金を科すことができる。

- (1)有効な汚染防止措置を講じず、大気中に粉塵、悪臭ガス又はその他の有毒物質を含有するガスを放出するもの。
- (2)現地の環境保護行政主管部門の認可を得ずに、大気中に転炉のガス、アセチレンガス、電気炉の黄礫のテールガス、有機アルキル類のテールガスを放出するもの。
- (3)密閉措置又はその他の防護措置を講じずに、漏えい・分散する可能性のある有毒有害ガス又は粉塵物質を輸送、積み卸し又は貯蔵するもの。
- (4)都市の飲食サービス業の経営者で有効な汚染防止措置を講じずに、放出する油煙により付近の住民の居住環境に汚染を引き起こすもの。

第 57 条 本法第 41 条第 1 項の規定に違反し、人口密集地区とその他の法による特別な保護を必要とする区域内で、アスファルト、リノリウム、ゴム、プラスチック、皮革、ゴミ及びその他の有毒有害な煙塵と悪臭ガスを発生する物質を焼却するものは、所在地の地方人民政府の環境保護行政主管部門により違法行為の停止を命じ、2 万元以下の罰金を科す。

本法第 41 条第 2 項の規定に違反し、人口密集地区、飛行場周辺、交通幹線付近及び現地の人民政府が画定する区域内で、わら、落ち葉等の煙塵汚染が生じる物質を露地で焼却するものは、所在地の地方人民政府の環境保護行政主管部門により違法行為の停止を命じる。情状が重大なものは、200 元以下の罰金を科すことができる。

第 58 条 本法第 43 条第 2 項の規定に違反し、都市市区において建設施行又はその他の粉塵汚染が生じる活動に従事するもので、有効な粉塵防止対策を講じずに、大気環境を汚染するものは、期限内に改正し、2 万元以下の罰金を科す。期限を超えても現地の環境保護規定の要求に達しないものは、その工事停止・整理を命じることができる。

前項が規定する建設施行により粉塵汚染を引き起こすものへの処罰は、県級以上の地方人民政府の建設行政主管部門により決定する。その他の粉塵汚染を引き起こすものへの処罰は、県級以上の地方人民政府が指定する関連主管部門により決定する。

第 59 条 本法第 45 条第 2 項の規定に違反し、国が規定する期限内に、国务院の関連する行政主管部門が確定する割当額を超過してオゾン層破壊物質を生産又は輸入するものは、所在地の省、自治区、直轄市の人民政府の関連する行政主管部門により 2 万元以上 20 万元以下の罰金を科す。情状が重大なものは、国务院の関連する行政主管部門により生産、輸入割当額を取り消す。

第 60 条 本法に違反し、以下の行為の一つがあるものは、県級以上の人民政府の環境保護行政主管部門により期限内に付帯施設の建設を命じ、2 万元以上 20 万元以下の罰金を科すことができる。

- (1)高硫黄分、高灰分の石炭を採掘する炭坑を新設するもので、国の関連する規定に基づかず

に、付帯する洗炭選炭施設を建設するもの。

(2)石油精製、合成アンモニアの生産、石炭ガスと石炭のコークス化及び非鉄金属の精錬により硫化物を含有するガスを放出する企業で、国の関連する規定に基づかず付帯する脱硫装置を建設する又はその他の脱硫措置を講じないもの。

第 61 条 本法の規定に違反し、大気汚染事故を引き起こす企業事業組織に対しては、所在地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門により引き起こした危害結果に基づき、直接的な経済損失の 50%以下の罰金を科す。但し最高 50 万元を越えない。情状が比較的重大な場合は、直接責任を負う主管人員とその他の直接責任人員に対して、所属組織又は上級の主管機関が法により行政処分又は紀律処分を科す。重大な大気汚染事故を引き起こし、公共及び個人の財産に重大な損害又は人身の死傷という重大な結果をもたらし、犯罪を構成するものは、法により刑事責任を追及する。

第 62 条 大気汚染の危害を引き起こした組織は、危害を排除し、且つ直接に損害を受けた組織又は個人に対して損害を賠償する責任を有する。

賠償責任と賠償金額に係る紛争は、当事者の請求に基づき、環境保護行政主管部門が調停処理を行うことができる。調停が不成功の場合、当事者は人民法院に起訴を行うことができる。当事者は人民法院に直接起訴を行うこともできる。

第 63 条 完全に不可抗力の自然災害により、且つ迅速な合理的な措置を講じたにもかかわらず、大気汚染による損害の発生を回避できなかった場合は、責任を免除する。

第 64 条 環境保護行政主管部門又はその他の関連部門が本法第 14 条第 3 項の規定に違反し、徴収する汚染排出費を他に流用するものは、会計検査機関又は監察機関により他に流用した金額の返還又はその他の措置による回収を命じ、直接責任を負う主管人員とその他の直接責任人員に対して、法により行政処分を科す。

第 65 条 環境保護監督管理人員が職権を濫用し、職務を懈怠するものは、行政処分を科す。犯罪を構成するものは、法により刑事責任を追及する。

## 第 7 章 附則

第 66 条 本法は、2000 年 9 月 1 日より施行する。